

**(10) 介護サービス事業所における
医療職のあり方に関する調査研究事業
(結果概要)**

(10) 介護サービス事業所における医療職のあり方に関する調査研究事業

1. 調査の目的

- 本調査では、①通所介護・通所リハ事業所タイムスタディ調査および②看護職員タイムスタディ調査の2調査を実施する。①は通所介護事業所の機能訓練指導員と、通所リハビリテーション(以下、通所リハとする)事業所の理学療法士等の勤務内容の実態を把握し、今後の報酬改定に資する基礎資料を作成することを目的として実施する。②は看護職員が配置されている介護サービス事業所に対し、看護職員の業務量・業務内容について確認するとともに、業務内容を「看護職員が実施する必要があるか否か」の観点から調査し、当該業務を看護職員が実施することの妥当性を検討することを目的として実施する。

2. 調査方法

(※事業所票とタイムスタディ票の突合が可能であった票数)

- 通所介護・通所リハ事業所タイムスタディ調査においては、自記式調査票の郵送配布・回収による調査(自記式タイムスタディ)を実施した。通所介護の回収数は440事業所(有効回収率43.8%:うち分析に使用した票数^{*}は350票)、通所リハ事業所の回収数は487事業所(有効回収率48.4%:うち分析に使用した票数^{*}は471票)であった。
- 看護職員タイムスタディ調査においては、調査員(看護職員)が訪問し、他記式のタイムスタディを行った。なお、訪問入浴介護については自記式としたが、調査員が訪問して調査票を回収し、その際に内容に関するヒアリングを行った。回収票数(人日数)は、介護老人福祉施設85票、特定施設入居者生活介護63票、通所介護82票、認知症対応型通所介護48票、訪問入浴介護51票、小規模多機能型居宅介護92票、短期入所生活介護(単独型:以下、「単独型」の表記を略す)、38票、認知症対応型共同生活介護22票、複合型サービス40票であった。

3. 調査結果概要

- 通所介護・通所リハ事業所タイムスタディ調査:一日の業務時間に占める個別機能訓練/個別リハの割合は、通所介護で2割、通所リハで4割であった。多職種(2職種以上)が一堂に会したカンファレンスの実施状況は通所介護では4割強、通所リハビリテーションでは9割強であった。また、調査当日に、通所介護では8割強、通所リハでは9割弱の事業所は、機能訓練指導員あるいはリハビリ専門職が「介護職員への指導」業務を行っていないかった。
- 看護職員タイムスタディ調査:看護職員の一日の総業務時間に占める、看護職員が実施する必要性区分別の割合についてみると、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護ともに一日の業務時間の60%以上が「看護職員が実施することが法令等で定められている業務」を行っている事業所の割合が9割を超え、短期入所生活介護では8割、複合型サービスでは7割を超えていた。通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護では4割程度、訪問入浴介護では3割程度であった。ただし、訪問入浴介護の入浴業務においては、看護職員による介入が必要な業務の占める時間が概ね9割程度であった。

(10) 介護サービス事業所における医療職のあり方に関する調査研究事業

事業所の基本情報

- 通所介護・通所リハタイムスタディ調査の対象事業所においては、看護職員の合計は通所介護がやや多いが、PT、OT、STについては、通所リハの方が多かった。要介護度別利用者については、分布に大きな違いはないが、通所リハ事業所の方が人数が多かった。
- 看護職員タイムスタディ調査の対象事業所においては、介護老人福祉施設、特定施設入居者介護において看護職員合計(看護師・准看護師)がそれぞれ平均4.8人、4.6人と多く、複合型サービスにおいては3.5人と多かった。要介護度別利用者数を見ると、介護老人福祉施設、訪問入浴介護において重度の利用者が多かった。

通所介護・通所リハ事業所タイムスタディ

職員体制(常勤換算:人)

サービス種別	看護師	准看護師	PT	OT	ST
通所介護(n=350)	0.6	0.7	0.1	0.1	0.0
通所リハビリテーション(n=471)	0.6	0.5	1.2	0.7	0.1

要介護度別利用者数(人)

サービス種別	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通所介護(n=350)	6.8	9.0	18.0	15.4	8.9	5.3	2.9
通所リハビリテーション(n=471)	7.3	11.7	18.5	19.1	11.4	6.8	3.3

【参考】看護職員タイムスタディ:調査実施事業所数と人日数

サービス種別	事業所数	人日数
介護老人福祉施設	23	85
特定施設生活入居者介護	16	63
通所介護	37	82
認知症対応型通所介護	17	48
訪問入浴介護	18	51
小規模多機能型居宅介護	28	92
短期入所生活介護	12	38
認知症対応型共同生活介護	7	22
複合型サービス	9	40

看護職員タイムスタディ

職員体制(常勤換算:人)

サービス種別	看護師	准看護師
介護老人福祉施設(n=23)	3.2	1.6
特定施設生活入居者介護(n=16)	3.2	1.4
通所介護(n=37)	1.0	0.4
認知症対応型通所介護(n=17)	0.7	0.4
訪問入浴介護(n=18)	1.8	0.7
小規模多機能型居宅介護(n=28)	0.5	0.4
短期入所生活介護(n=12)	1.3	1.1
認知症対応型共同生活介護(n=7)	0.1	0.0
複合型サービス(n=9)	3.0	0.5

要介護度別利用者数(人)

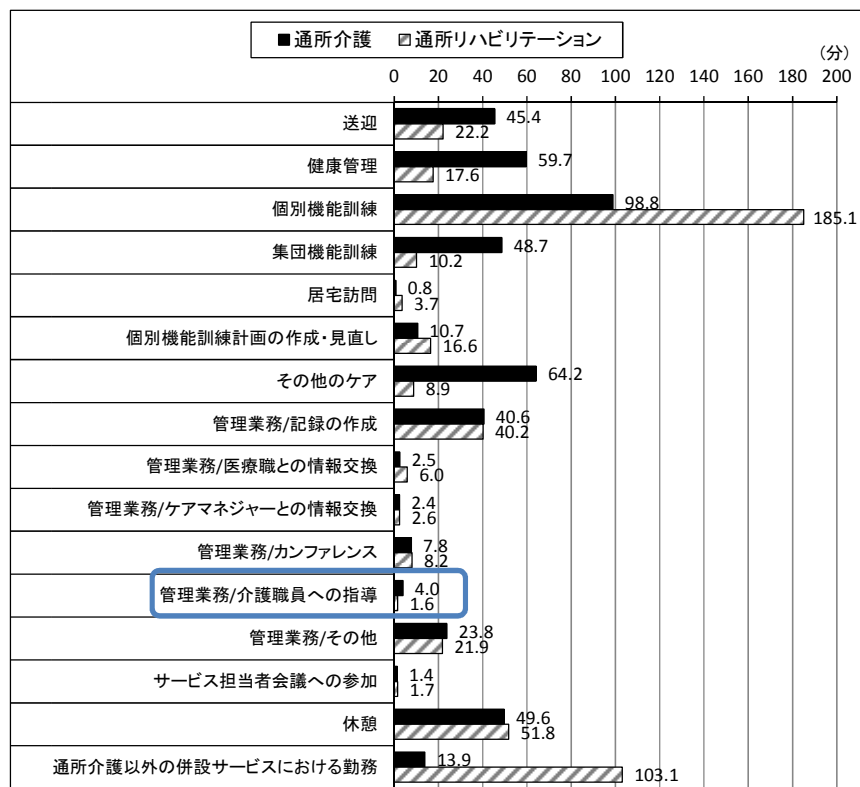
サービス種別	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護老人福祉施設(n=23)	—	—	1.4	6.1	16.0	26.5	31.6
特定施設生活入居者介護(n=16)	6.9	6.3	13.9	10.9	10.0	10.1	9.0
通所介護(n=37)	7.1	9.8	21.2	18.7	11.3	6.2	4.1
認知症対応型通所介護(n=17)	1.3	1.7	4.7	4.6	6.1	5.1	5.7
訪問入浴介護(n=18)	0.0	0.6	1.3	5.1	8.1	15.3	31.5
小規模多機能型居宅介護(n=28)	0.4	0.6	4.1	4.9	4.6	2.9	1.7
短期入所生活介護(n=12)	0.7	1.6	14.6	23.4	17.9	16.1	13.7
認知症対応型共同生活介護(n=7)	—	0.0	2.4	2.0	3.6	1.6	1.4
複合型サービス(n=9)	0.0	0.0	2.1	2.9	4.1	4.2	4.7

(10) 介護サービス事業所における医療職のあり方に関する調査研究事業

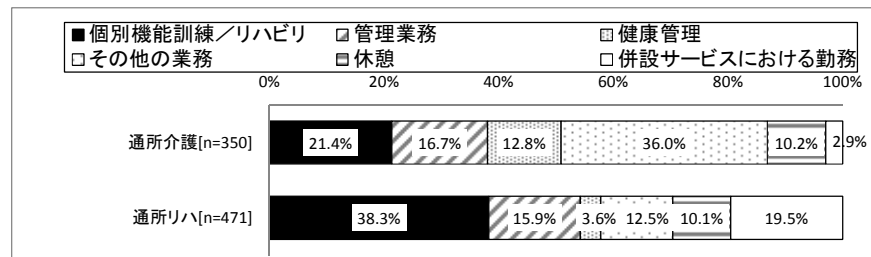
1. 通所介護・通所リハタイムスタディ調査(一日の業務内容と多職種連携の状況)

- 一日の業務従事時間の平均は、通所介護事業所の機能訓練指導員で477分、通所リハ事業所のリハビリ専門職では503分であり、そのうち個別機能訓練に従事している時間は99分(通所介護:業務時間の21.4%)、個別リハに従事している時間は185分(通所リハ:業務時間の38.3%)であった。通所介護事業所では「健康管理」および「その他のケア(排泄、食事、入浴介助等)」が高く、通所リハ事業所では、「併設サービスにおける勤務」が2割程度を占めていた。
- 多職種連携実施の観点からみると、多職種(2職種以上)が一堂に会したカンファレンスの実施状況は通所介護では4割強、通所リハ事業所では9割強であった。また、調査当日に、通所介護では8割強、通所リハ事業所では9割弱の事業所は機能訓練指導員あるいはリハビリ専門職が「介護職員への指導」業務を行っていなかった。

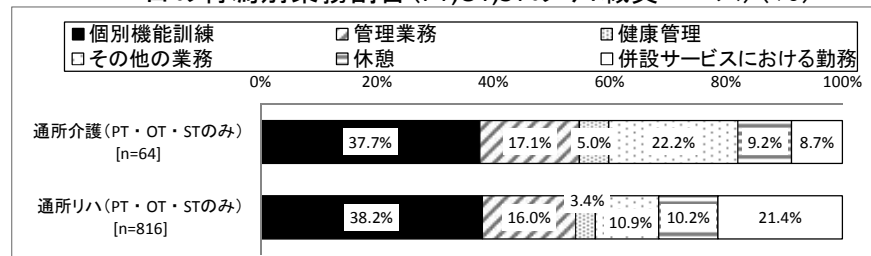
一日の行為別業務時間数(分)



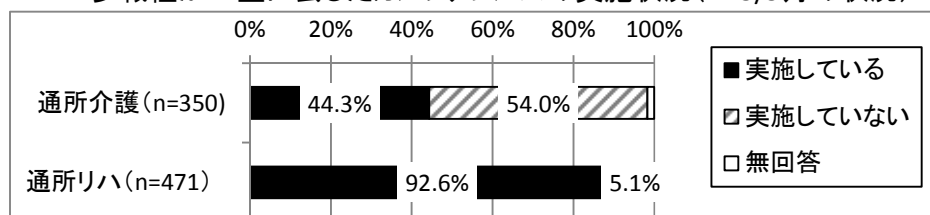
一日の行為別業務割合(%)



一日の行為別業務割合(PT,OT,STのみ:職員ベース)(%)



多職種が一堂に会したカンファレンスの実施状況(H25/9月の状況)



※通所介護83%、通所リハ89%の事業所は管理業務/介護職員への指導をしていなかった。

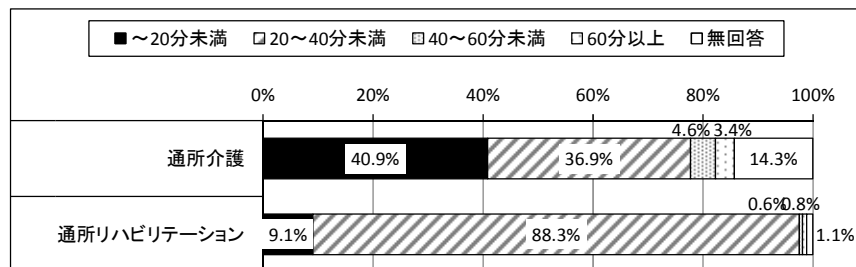
※通所リハにおけるカンファレンスの実施回数は平均 8.9 回/月

(10) 介護サービス事業所における医療職のあり方に関する調査研究事業

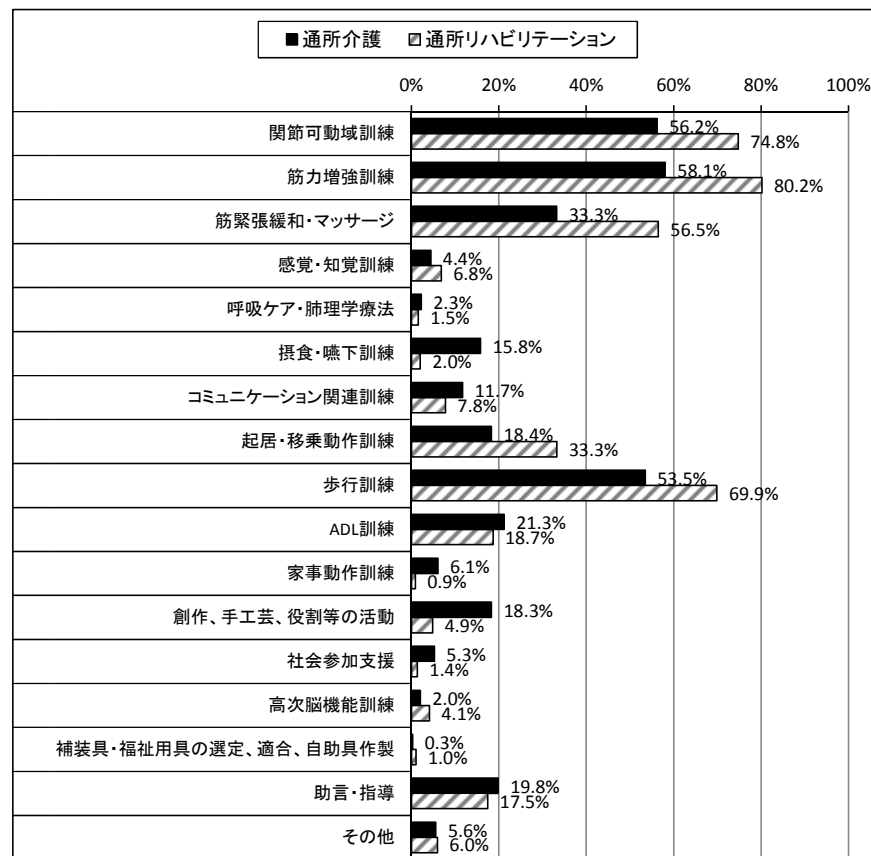
1. 通所介護・通所リハタイムスタディ調査（個別機能訓練／個別リハの実施状況）

- 実施している個別機能訓練／個別リハについて、利用者一人あたりの個別機能訓練の実施時間は、20分未満の事業所が4割強であり、個別リハの実施時間は20分～40分未満の事業所が9割弱であった。
- 調査当日に、各事業所では平均約4割の利用者に対してアセスメントを実施しており、特に「運動機能」「生活動作の能力と実行状況」などの点から実施されていた。実施した個別機能訓練／個別リハの内容としては、「筋力増強訓練」「関節可動域訓練」「歩行訓練」などを実施している利用者の割合が多く、いずれも通所リハ事業所で上回っている。一方、通所介護事業所では「摂食・嚥下訓練」「創作、手工芸、役割等の活動」が通所リハ事業所よりも多かった。

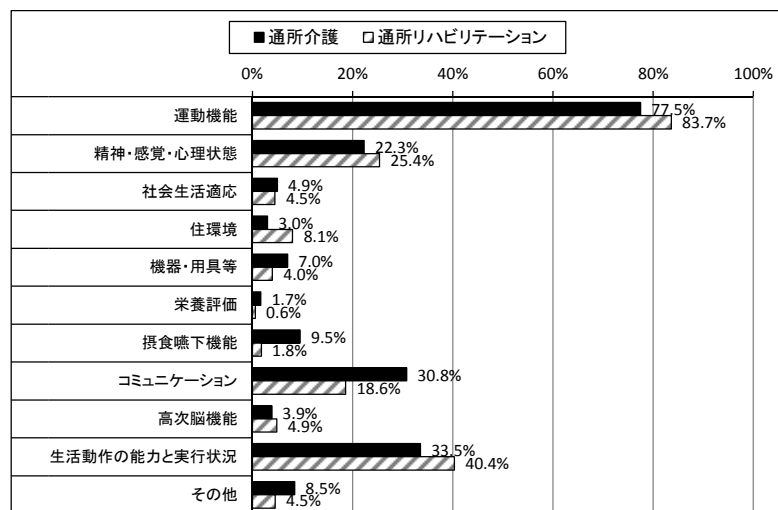
個別機能訓練／個別リハの実施時間(利用者一人当たり)



個別機能訓練／個別リハの実施内容



アセスメントを実施した観点(アセスメント実施者)

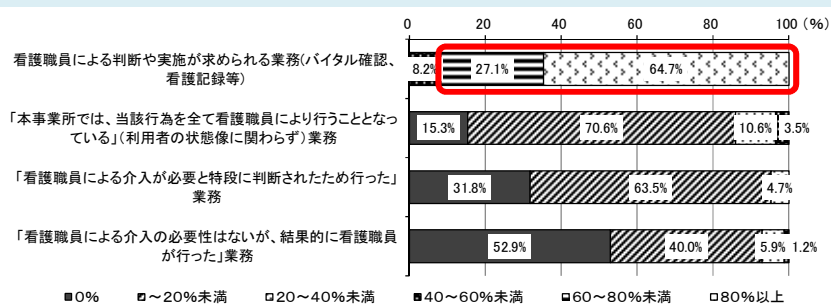


(10) 介護サービス事業所における医療職のあり方に関する調査研究事業

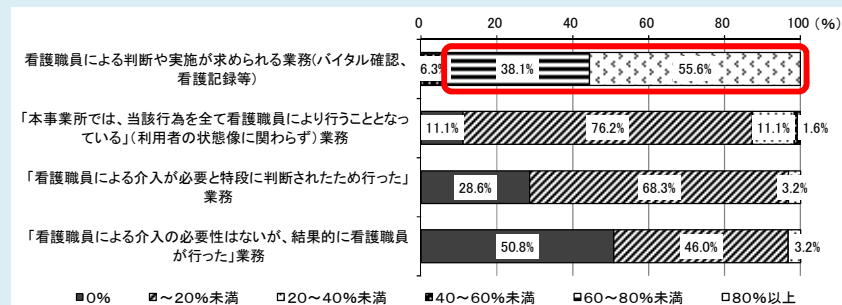
2. 看護職員タイムスタディ調査(施設系・居住系・短期入所系サービスの状況)

- 一日の業務時間に占める、看護職員が実施する必要性区別時間数の割合についてみると、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護ともに一日の業務時間の60%以上が「看護職員による判断や実施が求められる業務(バイタル確認、看護記録等)」を行っている割合が9割を超え、短期入所生活介護では8割を超えていた。認知症対応型共同生活介護においては5割程度であった。
- 一方、「看護職員による介入の必要性はないが、結果的に看護職員が実施した業務」にかかる時間が40%を超えていたサービスはほとんどみられなかったが、認知症対応型共同生活介護では10%程度みられていた。

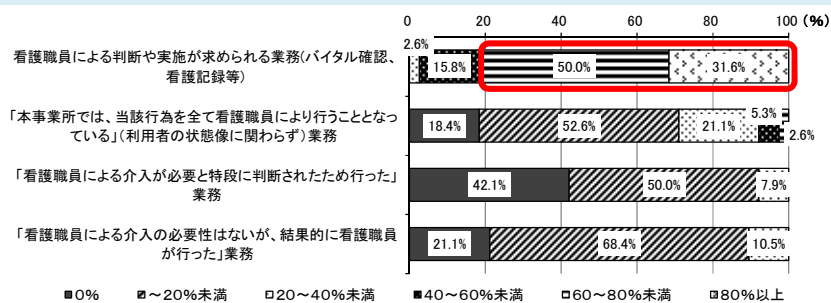
総業務時間数に占める、看護職員が実施する必要性区別時間数の割合
(介護老人福祉施設)



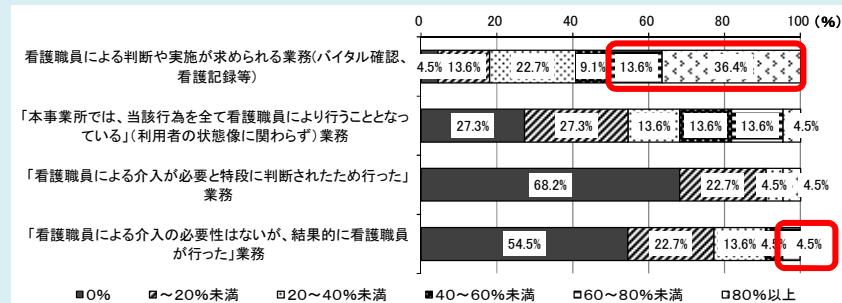
総業務時間数に占める、看護職員が実施する必要性区別時間数の割合
(特定施設入居者生活介護)



総業務時間数に占める、看護職員が実施する必要性区別時間数の割合
(短期入所生活介護)



総業務時間数に占める、看護職員が実施する必要性区別時間数の割合
(認知症対応型共同生活介護)

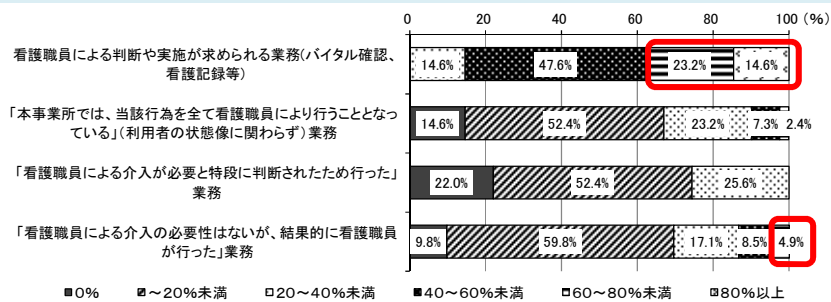


(10) 介護サービス事業所における医療職のあり方に関する調査研究事業

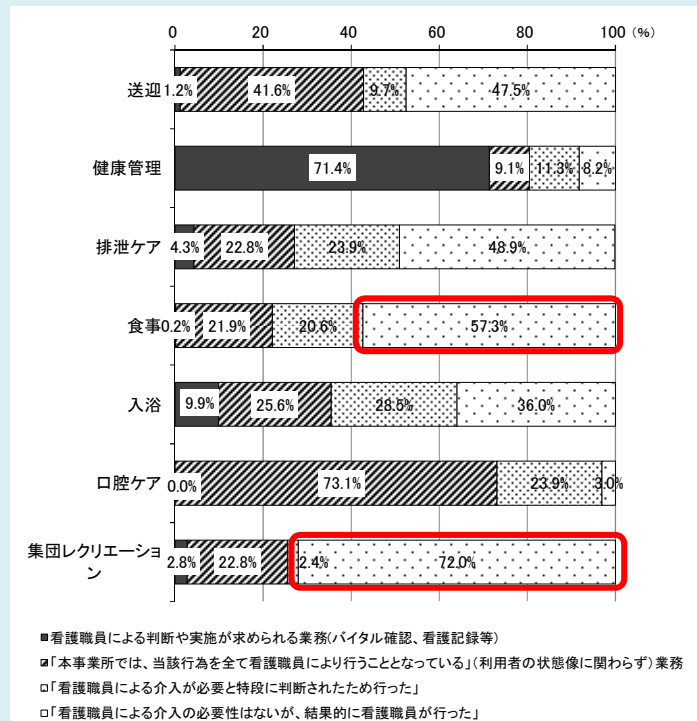
2. 看護職員タイムスタディ調査(通所系サービスの状況)

- 一日の業務時間に占める、看護職員が実施する必要性区分別の割合についてみると、通所介護では一日の業務時間の60%以上が「看護職員による判断や実施が求められる業務(バイタル確認、看護記録等)」を行っている割合は約4割であり、認知症対応型通所介護においても同様の傾向が見られた。
- 一方、通所介護では「看護職員による介入の必要性はないが、結果的に看護職員が実施した業務」にかかる時間が40%を超えていたのは1割強、認知症対応型共同生活介護では2割程度であった。
- また、各行為における必要性区分別に見ると、通所介護では集団レクリエーション等で「看護職員による介入の必要性はない」業務が7割を超えており、「食事」も6割弱であった。

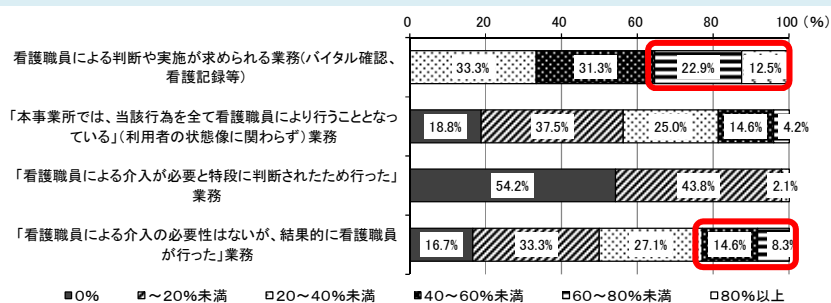
総業務時間数に占める、看護職員が実施する必要性区分別時間数の割合 (通所介護)



各行為における看護職員が実施する必要性区分別時間数の割合 (通所介護の例)



総業務時間数に占める、看護職員が実施する必要性区分別時間数の割合 (認知症対応型通所介護)

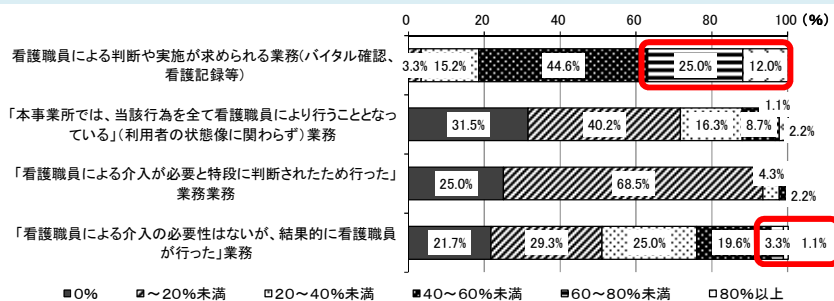


(10) 介護サービス事業所における医療職のあり方に関する調査研究事業

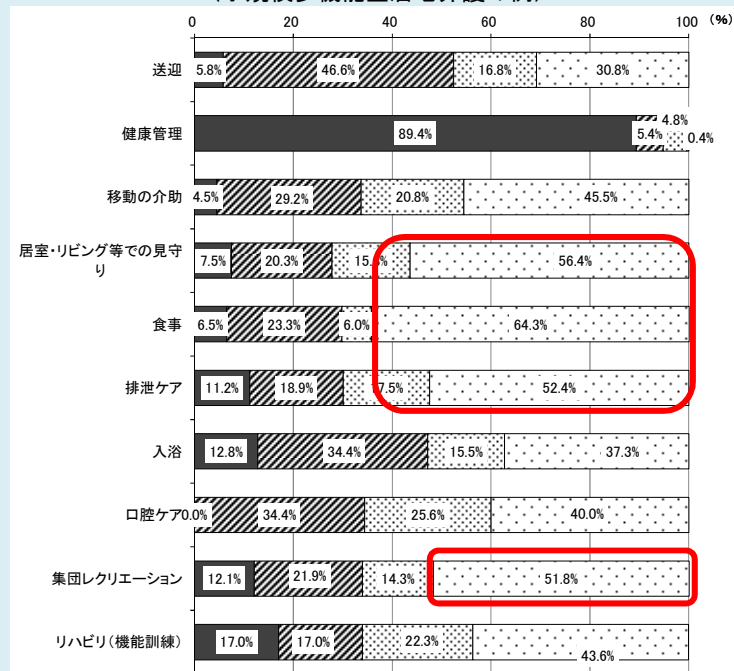
2. 看護職員タイムスタディ調査(多機能・複合型サービスの状況)

- 一日の業務時間に占める、看護職員が実施する必要性区分別の割合についてみると、小規模多機能型居宅介護では一日の業務時間の60%以上が「看護職員による判断や実施が求められる業務(バイタル確認、看護記録等)」を行っている割合は約4割であったが、複合型サービスにおいては7割を超えていた。
- 一方、小規模多機能型居宅介護では「看護職員による介入の必要性はないが、結果的に看護職員が実施した業務」にかかる時間が40%を超えていたのは2割強であったが、複合型サービスにおいては当該時間の割合はすべて40%未満であった。
- また、各行為における必要性区分別に見ると、小規模多機能型居宅介護では、「居室・リビングでの見守り」「食事」「排泄ケア」「集団レクリエーション」などで「看護職員による介入の必要性はない」業務が多くなっていた。

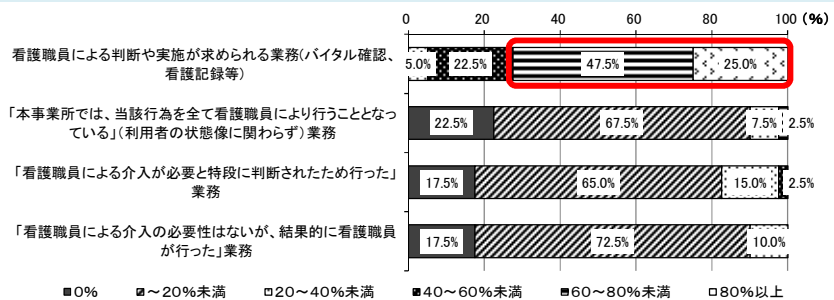
総時間数に占める看護職員が実施する必要性区分別時間数の割合
(小規模多機能型居宅介護)



各行為における看護職員が実施する必要性区分別時間数の割合
(小規模多機能型居宅介護の例)



総時間数に占める看護職員が実施する必要性区分別時間数の割合
(複合型サービス)



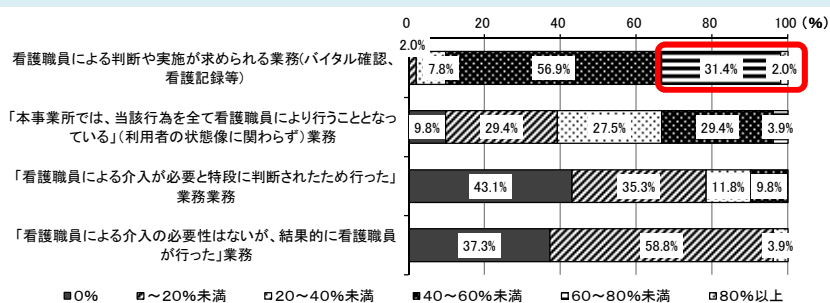
■看護職員による判断や実施が求められる業務(バイタル確認、看護記録等)
 □「本事業所では、当該行為を全て看護職員により行うこととなっている」(利用者の状態像に関わらず)業務
 □「看護職員による介入が必要と特段に判断されたため行った」業務
 □「看護職員による介入の必要性はないが、結果的に看護職員が行った」業務

(10) 介護サービス事業所における医療職のあり方に関する調査研究事業

2. 看護職員タイムスタディ調査(訪問入浴介護の状況)

- 一日の業務時間に占める、看護職が実施する必要性区分別の割合についてみると、訪問入浴介護では一日の業務時間の60%以上が「看護職員による判断や実施が求められる業務(バイタル確認、看護記録等)」を行っている割合は3割程度であった。一方、「看護職員による介入の必要性はないが、結果的に看護職が実施した業務」にかかる時間が40%を超過したケースはなく、当該時間の割合はすべて40%未満であった。
- 特に入浴における各行為別に見ると、看護職員による介入の必要性がない業務はほとんど見られておらず、看護職による介入が必要な業務の占める時間が概ね9割程度であった。

総時間数に占める看護職員が実施する必要性区分別時間数の割合
(訪問入浴介護)



各行為における看護職員が実施する必要性区分別時間数の割合
(訪問入浴介護の例)

